

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令(七三)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(七四)
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七五)
- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(七六)
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令(七七)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(七八)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(七九)
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(八〇)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(八一)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(八二)

- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(八三)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(八四)

〔府 令〕

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同一)
- 職員の兼業の許可に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同一)

〔府令・省令〕

- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働二)
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(同一)

〔省 令〕

- 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(総務三七)
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令(同一八)
- 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令(総務・法務一)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整備に関する省令(文部科学・経済産業・国土交通二)

- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(厚生労働五四)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同五五)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五六)
- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(同五七)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五八)
- 厚生年金基金規則等の一部を改正する省令(同五九)
- 水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(同六〇)
- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一七)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同一八)
- 水産業協同組合法及び森林組合法による倉庫証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・国土交通一)
- 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(経済産業二三)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同二四)

- 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同二五)
- 経済産業省関係特定保守製品に関する省令(同二六)

〔告 示〕

- 水産業協同組合法第十七条の三第五項等の規定に基づき、組合若しくはその子会社又は連合会若しくはその子会社が基準株式数等を超えて所有する株式等の処分に関する基準を定める件等の一部を改正する件(金融庁・農林水産六)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務九四、九五)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(厚生労働一三五)
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三六)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三七)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

政 令

政治資金規正法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第七十三号

政治資金規正法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第二項、第十八條第一項、第十八條第二項、第十九條の二第二項及び第十九條の三十七の規定に基づき、この政令を制定する。政治資金規正法施行令(昭和五十年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

六 租税特別措置法第四十一条の十八第一項第四号に該当する政治団体にあつては、次に掲げる政治団体の区分に応じ、それぞれ次に定める文書

イ ロに掲げる政治団体以外の政治団体 当該政治団体が推薦し、又は支持する者が、当該政治団体により推薦され、又は支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面

ロ 法第十九條の七第一項第二号に掲げる政治団体 法第十九條の八第一項の規定による通知に係る文書

第五條第一項中「その旨を」と「その旨」に、「その旨」を「その旨」に、「否かの別を」を「否かの別」に改め、同條第二項の表第六條第一項各号列記以外の部分の項中欄中「あつては、」を「あつては」に改め、「された日」の下に、「第十九條の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九條の八第一項の規定による通知を受けた日」を加え、同項下欄中「その組織の日」の下に「第十九條の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織された団体にあつては、第十九條の八第一項の規定による通知を受けた日」を加え、同表第七條第一項の項中「を同條第一項」及び「を第六條第一項」を削る。

第六條第一項の表第六條第一項各号列記以外の部分の項中「その旨」の下に、「当該政治団体が第十九條の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類」を加え、同表第七條第一項の項中欄中「その異動の日」の下に「第十九條の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあつては、第十九條の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日」を加え、同表第七條第四項の項中「告示をした」を「公表を都道府県の公報への掲載により行つた」に改める。

第七條中「届出に係る告示の」を「届出の」に改め、同條各号中「に係る告示」を削り、「その告示をした」を「当該届出を受けた」に改め、同條の次に次の二條を加える。

(政治資金適正化委員会の運営に必要事項)
第七條の二 法第十九條の三十四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に必要事項は、政治資金適正化委員会が定める。

(政治資金適正化委員会の事務局の内部組織)
第七條の三 法第十九條の三十六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定める。

2 教育委員会が文化又はスポーツに関する事務を管理し、及び執行しないこととされている場合には、当該事務を処理する一部事務組合等の規約の変更等に際し、当該教育委員会の意見の聴取を要しないこととする等の規定の整備を行うこととした。

二 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令等について所要の規定の整備を行うこととした。(第二條関係)

三 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(政令第八〇号)(文部科学省)

1 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及びその配偶者以外の扶養親族に係る加算額を引き上げることとした。(別表、第一條第三項関係)

2 介護補償の額を引き上げることとした。(第六條の二第二項関係)

3 この政令は、2の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日等を定める政令(政令第八一号)(国土交通省)

道路運送法等の一部を改正する法律(平成一八年法律第四〇号)附則第一條第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年一月四日とするものとした。

◇道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第八二号)(国土交通省)

1 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路運送車両法施行令等について所要の規定の整備を行うこととした。(本則関係)

2 この政令は、平成二〇年一月四日から施行することとした。

◇公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(政令第八三号)(内閣府)

1 公益通報者保護法別表第八号の法律の一部改正
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成一九年法律第六六号)等の施行に伴い、公益通報者保護法(平成一六年法律第一二二号)別表第八号の法律にこれらの法律を追加することとした。

2 施行期日
この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第八四号)(厚生労働省)

1 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一二五号)以下「改正法」という)の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。(第一條及び第二條関係)

2 改正法第三條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)以下「法」という)の規定による介護福祉士の学校又は養成施設の指定を受けようとする者は、この政令の施行前においても、指定の申請を行うことができることとした。また、この申請があつた場合には、主務大臣は、この政令の施行前においても指定をすることができることとし、当該指定はこの政令の施行の日にその効力を生ずることとした。(改正令附則第二條関係)

3 改正法の施行の際現に改正法第三條の規定による改正前の法の規定による介護福祉士の学校又は養成施設の指定を受けている者(2により指定を受けた者を除く)は、改正法の施行の日、改正法第三條による改正後の法の規定による指定を受けたものとみなすこととした。(改正令附則第三條関係)

4 この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

4 この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正)
 第四条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令(昭和二十二年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。
 第十五条の二第一号中「第十六条第二項に規定する」を「第十六条第一項の申請に基づき」に改める。

(建設機械抵当法施行令の一部改正)
 第五条 建設機械抵当法施行令(昭和二十九年政令第二百九十四号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第二項及び附則第六項中「第十六条第二項の規定による」を「第十六条第一項の申請に基づき」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)
 第六条 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。
 第五十一条の二第一項第一号中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同条第三項第二号中「第十五条の二第五項若しくは第十六条第二項に規定する」を「第十六条第一項の申請(同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む)に基づき」に改める。

(沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)
 第七条 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。
 第二十一条第二項中「関する同法」を「関する本土法」に改め、同項ただし書中「同法」を「本土法」に、「同条第五項若しくは同法第十六条第二項の規定による」を「本土法第十六条第一項の申請(本土法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む)に基づき」に改める。

附則

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
 国土交通大臣 冬柴 鐵三
 内閣総理大臣 福田 康夫

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第八十三号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令
 内閣は、公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。
 本則に次の二号を加える。
 四百十七 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)
 四百十八 エコツーリズム推進法(平成十九年法律第五号)

附則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫
 国土交通大臣 冬柴 鐵三
 環境大臣 鴨下 一郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月二十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第八十四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令
 内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百五号)の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十四条及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第十一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

附則第二項中「附則第二条第一項」を「附則第十五条第一項」に、「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

(社会福祉法施行令の一部改正)

第二条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(次条において「新法」という)第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の規定による学校又は養成施設の指定(以下この条において「新指定」という)を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日における効力を生ずる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 改正法の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定を受けている者(前条第二項の規定により新法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する指定を受けた者を除く)は、改正法の施行の日、それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号までの規定による当該学校又は養成施設の指定を受けたものとみなす。

文部科学大臣 渡海紀三朗
厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

府 令

○内閣府令第十号
金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日
内閣総理大臣 福田 康夫
企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第九号の次に次の一号を加える。
九の二 提出会社において、監査公認会計士等(当該提出会社の財務計算に関する書類(法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。))について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。))若しくは監査法人(以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。))又は当該提出会社の内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。))について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人(以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。))をいう。以下この号において同じ。))の異動(財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合若しくは財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合若しくは内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等になること)をいふ。当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項(法第二十七條において準用する場合を含む。))の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。))が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合(当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。))
イ 当該異動に係る監査公認会計士等(以下この号において「異動監査公認会計士等」という。))の氏名又は名称
ロ 当該異動の年月日

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

(1) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が直近において当該財務書類監査公認会計士等となつた年月日又は当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が直近において当該内部統制監査公認会計士等となつた年月日

(2) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が作成した監査報告書等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十三年大蔵省令第十二号。以下この号において「監査証明府令」という。))第三条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書であつて、当該異動の日前三ヶ月以内当該提出会社が提出した財務計算に関する書類に係るものをいう。))に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i) 監査証明府令第四条第四項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 監査証明府令第四条第八項第二号に規定する除外事項を付した限定付意見又は同項第三号に規定する中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨の意見

(iii) 監査証明府令第四条第十二項第二号に規定する除外事項を付した限定付結論又は同項第三号に規定する否定的結論

(iv) 監査証明府令第四条第十四項に規定する意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

(3) 当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が作成した内部統制監査報告書(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号。以下この号において「内部統制府令」という。))第一条第二項に規定する内部統制監査報告書であつて、当該異動の日前三ヶ月以内に当該提出会社が提出した内部統制報告書に係るものをいう。))に次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容

(i) 内部統制府令第六条第四項第二号に規定する除外事項を付した限定付適正意見又は同項第三号に規定する不適正意見

(ii) 内部統制府令第六条第六項に規定する意見の表明をしない旨及びその理由

(4) 当該異動の決定又は当該異動に至つた理由及び経緯

(5) (4)の理由及び経緯に対する監査証明府令第四条第一項各号に定める事項又は内部統制府令第六条第一項各号に掲げる事項に係る異動監査公認会計士等の意見

(6) 異動監査公認会計士等が(5)の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由(当該提出会社が当該異動監査公認会計士等に対し、当該意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。))

第二号様式第二部第4の6を次のように改める。

6 【ローボーター・ガバナンスの状況等】

(1) 【ローボーター・ガバナンスの状況】(52-2)

(2) 【監査報酬の内容等】(52-3)

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基 づく報酬(円)	非監査業務に基 づく報酬(円)	監査証明業務に基 づく報酬(円)	非監査業務に基 づく報酬(円)
提出会社				
連結子会社				
計				

② 【その他重要な報酬の内容】

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

④ 【監査報酬の決定方針】